

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正しお詫び申し上げます。

今後も追加される可能性がありますので最新の正誤表については、（一財）日本建築センターホームページ／書籍販売（<http://www.bcj.or.jp/>）でご確認下さい。

2016/9/28

該当箇所 41 頁 表

[誤]

1. 構造の安定に関する事	1-1	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）
	1-2	耐震等級（構造躯体の損傷防止）
	1-3	その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
	1-4	耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
	1-5	耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
	1-6	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	1-7	基礎の構造方法及び形式等
2. 火災時の安全に関する事	2-5	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））
	2-6	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））
4. 維持管理・更新への配慮に関する事	4-2	維持管理対策等級（共用配管）
	4-3	更新対策（共用排水管）

[正]

1. 構造の安定に関する事	1-1	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）
	1-2	耐震等級（構造躯体の損傷防止）
	1-3	その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
	1-4	耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
	1-5	耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
	1-6	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	1-7	基礎の構造方法及び形式等
2. 火災時の安全に関する事	2-5	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））
	2-6	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））
3. 劣化の軽減に関する事	3-1	劣化対策等級（構造躯体等）
4. 維持管理・更新への配慮に関する事	4-2	維持管理対策等級（共用配管）
	4-3	更新対策（共用排水管）

該当箇所 69 頁 上から 4～6 行目

[誤]

なお、本規定による安全性の評価は、耐震等級の付与のための必要条件であるが、実際に1以上の等級とするためには、新築住宅の基準である(3)口の②及び③（等級1とする場合は②のみ）の規定を適用して耐震性を評価する必要がある。

[正] (削除)